

河川法16条の2の没却は許せない / 「見切り発車」をしないで下さい

要 望 書

2008年6月19日

近畿地方整備局長 布村明彦様

徳山ダム建設中止を求める会 (代表:上田武夫)

報道によると、6月18日、貴方は、淀川水系流域委員会が最終的な意見を出すのを待たず、河川整備計画案を出す意向であることを、委員長である宮本博司氏に伝えた由。
非常に残念に思い、かつ憤りを感じています。

1997年の河川法改正(特に16条の2を設けたこと)は、流域住民の川への思いや長年の取り組みと、河川管理者の川への理解の深まりがもたらしたものと考えています。

その最も実践的・先進的なものとして、淀川水系流域委員会が設置され、今に至るまで全国的なシンボルであり続けました。

時間がかかったとか多額の経費が費やされたとか、批判もありました。どんなものでも(先進的であればあるだけ)「問題」は存在します。しかし「レビュー委員会」は、いろいろな問題を指摘しつつも、淀川水系流域委員会全体を、肯定的に評価しています。

淀川水系流域委員会は、河川法16条の2第3項「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」に対応するものとして設置されたはずで。

まさに最も重要な役割である河川整備計画案について意見を出す今の段階になって、「流域委員会が最終的な意見を出すのを待たず、河川整備計画案を出す」のであれば、淀川水系流域委員会は一体何だったのでしょうか? 単なる時間とお金の無駄遣いだったのですか? もしそうだとすれば、設置者である近畿地方整備局長としての、貴方の責任は極めて重い、辞職に値します。

1997年河川法改正は、「気まぐれ」や「冗談」ではなかったはずで。貴方の淀川水系流域委員会に対する軽視及び敵対的姿勢は、河川流域住民の思いや長年の取り組みに対する冒涇であり、河川行政をより良いものにしようとしてきた河川局の諸先輩と現役職員に対する侮辱でもあります。

淀川水系流域委員会の費用(予算)がなくなった、などというのは笑止千万です。支出を見直すべきもの、節約するべきものは他にいくらでもあります(北海道局長が逮捕された一件は、残念ながら氷山の一角だ、と多くの国民は考えています。「居酒屋タクシー」のことも)。

河川法を遵守べき河川管理者側の河川法16条の2の没却は許せません。淀川水系流域委員会の十分な審議を保障し、その意見を尊重して下さい。「見切り発車」をしないで下さい

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・事務局
近藤ゆり子
〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119